



- ( 2 1 ) 防火服表地 ( 防火服の表地に用いる編地 ( 銀面 ) のもの又は織地のもの )
- ( 2 2 ) 木製等ブラインド
- ( 2 3 ) 活動服
  - ア K - 型 ( 消防団員服制基準 ( 昭和 2 5 年 2 月 4 日国家公安委員会告示第 1 号 ) 別表で規定する活動上衣及び活動ズボンをいう。 )
  - イ K - 型 ( 消防吏員服制基準 ( 昭和 4 2 年 2 月 3 日消防庁告示第 1 号 ) 別表で規定する活動服 ( 上衣及びズボン ) をいう。 )
- ( 2 4 ) 災害用間仕切り等

( 基本的要件 )

第 4 条 防災製品の基本的要件は、次に掲げる事項とする。

- ( 1 ) 防災性能を有すること。
- ( 2 ) 一般毒性及び接触皮膚障害性を有しないこと。
- ( 3 ) 品質管理が適正であること。
- ( 4 ) 前各号に掲げるもののほか、安全確保の観点から必要な性能を有すること。

( 防災製品認定申請等 )

第 5 条 防災製品の認定に係る申請等は、次による。

- ( 1 ) 認定申請に係る製品等を構成する素材等は、防災製品の認定申請を行うにあたって、あらかじめ、第 1 0 条の規定に基づき設置される防災製品認定委員会から当該申請に適應する毒性審査コードが付与され、かつ、協会が行う性能試験を受けたものでなければならない。ただし、「防災製品毒性審査基準」1 ( 3 ) に定める 5 群に該当する防災製品の高分子素材として用いようとするものにあつては、毒性審査コードの付与は要さない。
- ( 2 ) 前号に規定する毒性審査コードの付与を受けようとする者は、別に定める「防災製品毒性審査申請規程」により、協会に申請を行うものとする。
- ( 3 ) 防災製品の認定を受けようとする者は、別記様式第 1 の防災製品認定申請書に、次に掲げる書類を添えて、協会に提出するものとする。
  - ア 製品等の説明書 ( 別記様式第 2 から第 2 - 1 2 まで )
  - イ 防災薬剤分析表 ( 別記様式第 3 及び第 3 - 2 )
  - ウ 性能試験成績書
  - エ 品質管理の説明書
- ( 4 ) 次条により認定を受けた防災製品について、前条の基本的要件に係る事項を変更しようとする者は、別記様式第 4 の防災製品認定変更申請書に、当該変更の内容に関する書類を添えて協会に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- ( 5 ) 第 3 号の規定にかかわらず、防災製品についての認定実績のある事業所において、これと同一の品質管理条件により製品等を製造しようとする場合にあつては、同号エの書類を提出しないことができる。
- ( 6 ) 第 4 号の認定変更申請において、認定を受けた二以上の防災製品について、前条の基本的要件に係る共通する事項に限り変更しようとする場合にあつては、当該二以上の防災製品について一括して申請を行うことができる。
- ( 7 ) 次条により認定を受けた防災製品の登録名義変更及び認定を受けた者の氏名等変更等については、別に定める「製品番号登録名義等変更規程」によるものとする。
- ( 8 ) 認定申請を取り下げようとする者は、別記様式第 5 の防災製品認定申請取下げ書を協会に提出するものとする。

( 防災製品の認定審査等 )

第 6 条 協会は、前条により防災製品の認定申請又は認定変更申請があつた場合、申請のあつた製品等について、第 4 条の基本的要件に従つて審査を行うものとする。

- 2 前項の審査の基準は、防災製品認定委員会が定める「防災製品性能試験基準」、「防災製品毒性審査基準」及び「防災製品品質管理基準」によるものとする。
- 3 協会は、認定申請についての審査の結果、適合していると認めるときは、当該製品等を防災製品

- ( 2 1 ) 防火服表地 ( 防火服の表地に用いる編地 ( 銀面 ) のもの又は織地のもの )
- ( 2 2 ) 木製等ブラインド
- ( 2 3 ) 活動服
  - ア K - 型 ( 消防団員服制基準 ( 昭和 2 5 年 2 月 4 日国家公安委員会告示第 1 号 ) 別表で規定する活動上衣及び活動ズボンをいう。 )
  - イ K - 型 ( 消防吏員服制基準 ( 昭和 4 2 年 2 月 3 日消防庁告示第 1 号 ) 別表で規定する活動服 ( 上衣及びズボン ) をいう。 )
- ( 2 4 ) 災害用間仕切り等

( 基本的要件 )

第 4 条 防災製品の基本的要件は、次に掲げる事項とする。

- ( 1 ) 防災性能を有すること。
- ( 2 ) 一般毒性及び接触皮膚障害性を有しないこと。
- ( 3 ) 品質管理が適正であること。
- ( 4 ) 前各号に掲げるもののほか、安全確保の観点から必要な性能を有すること。

( 防災製品認定申請等 )

第 5 条 防災製品の認定に係る申請等は、次による。

- ( 1 ) 認定申請に係る製品等を構成する素材等は、防災製品の認定申請を行うにあたって、あらかじめ、第 1 0 条の規定に基づき設置される防災製品認定委員会から当該申請に適應する毒性審査コードが付与され、かつ、協会が行う性能試験を受けたものでなければならない。ただし、「防災製品毒性審査基準」1 ( 3 ) に定める 5 群に該当する防災製品の高分子素材として用いようとするものにあつては、毒性審査コードの付与は要さない。
- ( 2 ) 前号に規定する毒性審査コードの付与を受けようとする者は、別に定める「防災製品毒性審査申請規程」により、協会に申請を行うものとする。
- ( 3 ) 防災製品の認定を受けようとする者は、別記様式第 1 の防災製品認定申請書に、次に掲げる書類を添えて、協会に提出するものとする。
  - ア 製品等の説明書 ( 別記様式第 2 から第 2 - 1 2 まで )
  - イ 防災薬剤分析表 ( 別記様式第 3 及び第 3 - 2 )
  - ウ 性能試験成績書
  - エ 品質管理の説明書
- ( 4 ) 次条により認定を受けた防災製品について、前条の基本的要件に係る事項を変更しようとする者は、別記様式第 4 の防災製品認定変更申請書に、当該変更の内容に関する書類を添えて協会に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- ( 5 ) 第 3 号の規定にかかわらず、防災製品についての認定実績のある事業所において、これと同一の品質管理条件により製品等を製造しようとする場合にあつては、同号エの書類を提出しないことができる。
- ( 6 ) 第 4 号の認定変更申請において、認定を受けた二以上の防災製品について、前条の基本的要件に係る共通する事項に限り変更しようとする場合にあつては、当該二以上の防災製品について一括して申請を行うことができる。
- ( 7 ) 次条により認定を受けた防災製品の登録名義変更及び認定を受けた者の氏名等変更等については、別に定める「製品番号登録名義等変更規程」によるものとする。
- ( 8 ) 認定申請を取り下げようとする者は、別記様式第 5 の防災製品認定申請取下げ書を協会に提出するものとする。

( 防災製品の認定審査等 )

第 6 条 協会は、前条により防災製品の認定申請又は認定変更申請があつた場合、申請のあつた製品等について、第 4 条の基本的要件に従つて審査を行うものとする。

- 2 前項の審査の基準は、防災製品認定委員会が定める「防災製品性能試験基準」、「防災製品毒性審査基準」及び「防災製品品質管理基準」によるものとする。
- 3 協会は、認定申請についての審査の結果、適合していると認めるときは、当該製品等を防災製品

として認定し、別に定める「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」により当該製品等に係る事業所番号を、別表第2により製品番号をそれぞれ付与するとともに、別記様式第6の防災製品認定書を申請者に交付するものとする。

- 4 協会は、認定変更申請についての審査の結果、適合していると認めるときは、別記様式第6-2の防災製品変更認定書を申請者に交付するものとする。
- 5 協会は、認定に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(防災製品の認定の有効期間及び更新)

第7条 前条第3項による認定及び第4項による認定更新の有効期間は、前条第3項による認定書又は第4項による認定更新書の交付を受けた日から5年とする。

- 2 第5条による認定の申請時に提出された「製品等の説明書」の記載内容と同一の仕様で、前条の認定の有効期間後も引続き適正な品質管理のもと製造又は輸入をしようとする者は、認定の有効期間が満了する日の3月前から満了日までの間に、別記様式第7の防災製品認定更新申請書を協会に提出しなければならない。更新された期間をさらに更新しようとする場合も同様とする。
- 3 協会は、前項により認定更新の申請があった場合、第4条、第13条及び第14条に規定する防災製品の基本的要件等の継続的な遵守状況について審査を行うものとする。
- 4 協会は、審査の結果、適正に遵守されていると認めるときは、別記様式第8の防災製品認定更新書を申請者に交付するものとする。
- 5 協会は、認定の更新に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(単純縫製事業者認定申請等)

第8条 単純縫製事業者の認定に係る申請等は、次による。

- (1) 単純縫製事業者の認定を受けようとする者は、別記様式第9の単純縫製事業者認定申請書に、品質管理の説明書を添えて、協会に提出するものとする。
- (2) 次条により単純縫製事業者の認定を受けた者は、第4条第3号の基本的要件の確保に関する事項を変更しようとする場合にあっては、別記様式第10の単純縫製事業者認定変更申請書に、当該変更の内容に関する書類を添えて、協会に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 次条により認定を受けた事業者の氏名等変更、製造する防災製品の種類変更等については、別に定める「製品番号登録名義等変更規程」によるものとする。
- (4) 認定申請を取り下げようとする者は、別記様式第11の単純縫製事業者認定申請取下げ書を協会に提出するものとする。

(単純縫製事業者の認定審査等)

第9条 協会は、前条により単純縫製事業者の認定申請又は認定変更申請があった場合、申請のあった事業者について、第4条第3号の基本的要件の確保に関し、防災製品認定委員会が定める「防災製品品質管理基準」に従って審査を行うものとする。

- 2 協会は、認定申請についての審査の結果、適合していると認めるときは、当該事業者を単純縫製事業者として認定し、別に定める「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」により当該事業者の事業所に係る事業所番号を付与するとともに、別記様式第12の単純縫製事業者認定書を申請者に交付するものとする。
- 3 協会は、認定変更申請についての審査の結果、適合していると認めるときは、別記様式第12-2の単純縫製事業者変更認定書を申請者に交付するものとする。
- 4 協会は、認定に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(防災製品認定委員会)

第10条 「防災製品性能試験基準」、「防災製品毒性審査基準」及び「防災製品品質管理基準」の制定等を付託するため、協会に防災製品認定委員会を置く。

- 2 防災製品認定委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める「防災製品認定委員会設置規程」によるものとする。

として認定し、別に定める「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」により当該製品等に係る事業所番号を、別表第2により製品番号をそれぞれ付与するとともに、別記様式第6の防災製品認定書を申請者に交付するものとする。

- 4 協会は、認定変更申請についての審査の結果、適合していると認めるときは、別記様式第6-2の防災製品変更認定書を申請者に交付するものとする。
- 5 協会は、認定に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(防災製品の認定の有効期間及び更新)

第7条 前条第3項による認定及び第4項による認定更新の有効期間は、前条第3項による認定書又は第4項による認定更新書の交付を受けた日から5年とする。

- 2 第5条による認定の申請時に提出された「製品等の説明書」の記載内容と同一の仕様で、前条の認定の有効期間後も引続き適正な品質管理のもと製造又は輸入をしようとする者は、認定の有効期間が満了する日の3月前から満了日までの間に、別記様式第7の防災製品認定更新申請書を協会に提出しなければならない。更新された期間をさらに更新しようとする場合も同様とする。
- 3 協会は、前項により認定更新の申請があった場合、第4条、第13条及び第14条に規定する防災製品の基本的要件等の継続的な遵守状況について審査を行うものとする。
- 4 協会は、審査の結果、適正に遵守されていると認めるときは、別記様式第8の防災製品認定更新書を申請者に交付するものとする。
- 5 協会は、認定の更新に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(単純縫製事業者認定申請等)

第8条 単純縫製事業者の認定に係る申請等は、次による。

- (1) 単純縫製事業者の認定を受けようとする者は、別記様式第9の単純縫製事業者認定申請書に、品質管理の説明書を添えて、協会に提出するものとする。
- (2) 次条により単純縫製事業者の認定を受けた者は、第4条第3号の基本的要件の確保に関する事項を変更しようとする場合にあっては、別記様式第10の単純縫製事業者認定変更申請書に、当該変更の内容に関する書類を添えて、協会に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 次条により認定を受けた事業者の氏名等変更、製造する防災製品の種類変更等については、別に定める「製品番号登録名義等変更規程」によるものとする。
- (4) 認定申請を取り下げようとする者は、別記様式第11の単純縫製事業者認定申請取下げ書を協会に提出するものとする。

(単純縫製事業者の認定審査等)

第9条 協会は、前条により単純縫製事業者の認定申請又は認定変更申請があった場合、申請のあった事業者について、第4条第3号の基本的要件の確保に関し、防災製品認定委員会が定める「防災製品品質管理基準」に従って審査を行うものとする。

- 2 協会は、認定申請についての審査の結果、適合していると認めるときは、当該事業者を単純縫製事業者として認定し、別に定める「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」により当該事業者の事業所に係る事業所番号を付与するとともに、別記様式第12の単純縫製事業者認定書を申請者に交付するものとする。
- 3 協会は、認定変更申請についての審査の結果、適合していると認めるときは、別記様式第12-2の単純縫製事業者変更認定書を申請者に交付するものとする。
- 4 協会は、認定に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(防災製品認定委員会)

第10条 「防災製品性能試験基準」、「防災製品毒性審査基準」及び「防災製品品質管理基準」の制定等を付託するため、協会に防災製品認定委員会を置く。

- 2 防災製品認定委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める「防災製品認定委員会設置規程」によるものとする。

(苦情処理)

第11条 協会は、防災製品の認定に係わる事項に関して苦情等の申立てがなされたときは、適切に処理するものとする。

(情報の公開)

第12条 防災製品認定業務に関する一般的事項の情報については、原則として公開するものとする。

(品質管理等)

第13条 防災製品の認定を受けた者は、防災製品を製造又は輸入したときは、製品番号ごとに、当該防災製品の性能試験を実施し、その結果を記録し、保存しておくとともに、協会に報告しなければならない。性能試験の実施及び報告は、別に定める「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」によるものとする。

2 協会は、必要に応じ、前項の性能試験の実施状況を調査するとともに、随時試料を収集して、適正な品質管理のもと製造又は輸入されているか否かの調査を行うことができるものとする。

3 防災製品の認定を受けた者及び単純縫製事業者は、第5条第3号又は第8条第1号の規定による認定申請時に提出した「品質管理の説明書」に従った品質管理を継続して実施しなければならない。

(防災製品の表示)

第14条 防災製品の認定を受けた者及び単純縫製事業者は、別に定める「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」により防災製品ラベルの交付を受け、適正な管理のもと防災製品に防災製品ラベルを付することができる。

(認定の取消し等)

第15条 協会は、防災製品について、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該認定に係る事業所番号若しくは製品番号の取消し又は防災製品ラベルの交付の停止をすることができるものとする。

(1) 不正な手段により認定を受けたとき

(2) 品質管理を適正に行っていないとき

(3) 防災製品ラベルの管理を適正に行っていないとき

(認定等の手数料)

第16条 防災製品の認定及び認定の更新、単純縫製事業者の認定並びに防災製品ラベルの交付を受けようとする者は、別に定める「防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程」により、協会に手数料を納めなければならない。防災製品の認定及び単純縫製事業者の認定の審査に着手した後に認定申請取下げ書を提出した場合であっても同様とする。

2 前項により受領した認定又は認定更新に係る手数料は、審査着手後は返還しないものとする。

(補 則)

第17条 協会は、海外に所在する事業所の事業者からの申請についても、この規程によって認定等を行うものとする。

2 協会は、海外に所在する製品等の性能試験機関又は毒性試験機関が実施した試験結果が提出された場合、当該試験機関及びその試験結果が適当であると認めるときは、当該試験結果を審査の対象とするものとする。

(苦情処理)

第11条 協会は、防災製品の認定に係わる事項に関して苦情等の申立てがなされたときは、適切に処理するものとする。

(情報の公開)

第12条 防災製品認定業務に関する一般的事項の情報については、原則として公開するものとする。

(品質管理等)

第13条 防災製品の認定を受けた者は、防災製品を製造又は輸入したときは、製品番号ごとに、当該防災製品の性能試験を実施し、その結果を記録し、保存しておくとともに、協会に報告しなければならない。性能試験の実施及び報告は、別に定める「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」によるものとする。

2 協会は、必要に応じ、前項の性能試験の実施状況を調査するとともに、随時試料を収集して、適正な品質管理のもと製造又は輸入されているか否かの調査を行うことができるものとする。

3 防災製品の認定を受けた者及び単純縫製事業者は、第5条第3号又は第8条第1号の規定による認定申請時に提出した「品質管理の説明書」に従った品質管理を継続して実施しなければならない。

(防災製品の表示)

第14条 防災製品の認定を受けた者及び単純縫製事業者は、別に定める「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」により防災製品ラベルの交付を受け、適正な管理のもと防災製品に防災製品ラベルを付することができる。

(認定の取消し等)

第15条 協会は、防災製品について、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該認定に係る事業所番号若しくは製品番号の取消し又は防災製品ラベルの交付の停止をすることができるものとする。

(1) 不正な手段により認定を受けたとき

(2) 品質管理を適正に行っていないとき

(3) 防災製品ラベルの管理を適正に行っていないとき

(認定等の手数料)

第16条 防災製品の認定及び認定の更新、単純縫製事業者の認定並びに防災製品ラベルの交付を受けようとする者は、別に定める「防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程」により、協会に手数料を納めなければならない。防災製品の認定及び単純縫製事業者の認定の審査に着手した後に認定申請取下げ書を提出した場合であっても同様とする。

2 前項により受領した認定又は認定更新に係る手数料は、審査着手後は返還しないものとする。

(補 則)

第17条 協会は、海外に所在する事業所の事業者からの申請についても、この規程によって認定等を行うものとする。

2 協会は、海外に所在する製品等の性能試験機関又は毒性試験機関が実施した試験結果が提出された場合、当該試験機関及びその試験結果が適当であると認めるときは、当該試験結果を審査の対象とするものとする。

別表第 1

単純縫製事業者が製造することができる製品

製品の種類
寝具類のうち側地類（敷布、ふとんカバー、毛布カバー及び枕カバーに限る。）及び 毛布類
テント類
シート類
幕類
非常持出袋
布張家具等側地（カバーに限る。）
自動車・オートバイ等のボディカバー
祭壇用白布
祭壇マット
防護用ネット
木製等ブラインド

附 則

この規程は、平成22年4月12日から施行する。

別表第 1

単純縫製事業者が製造することができる製品

製品の種類
寝具類のうち側地類（敷布、ふとんカバー、毛布カバー及び枕カバーに限る。）及び 毛布類
テント類
シート類
幕類
非常持出袋
布張家具等側地（カバーに限る。）
自動車・オートバイ等のボディカバー
祭壇用白布
祭壇マット
防護用ネット